

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	2025年 5 月16日
【会社名】	株式会社タカギセイコー
【英訳名】	TAKAGI SEIKO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高 木 章 裕
【本店の所在の場所】	富山県高岡市二塚322番地の3
【電話番号】	0766 - 24 - 5522（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 沖 孝 則
【最寄りの連絡場所】	富山県高岡市二塚322番地の3
【電話番号】	0766 - 24 - 5522（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 沖 孝 則
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が生じる見込みとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2025年5月14日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社は、2025年5月7日付「連結子会社の異動を伴う出資持分譲渡及び特別損失の計上に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の特定子会社である高木自動車部件（佛山）有限公司及び武漢高木自動車部件有限公司の全出資持分の譲渡に伴う損失について、2025年3月期の連結決算において関係会社整理損失2,559百万円を、個別決算において関係会社整理損失1,159百万円を、特別損失に計上する予定である旨を公表しました。

その後、決算手続きの過程で、当該損失について追加計上が必要であると判断したため、会計監査人と協議のうえ、計上することといたしました。

(3) 当該事象の連結損益及び損益に与える影響額

当該事象の発生により、2025年3月期の連結決算において関係会社整理損失3,379百万円（5月7日公表分を含む）を特別損失として計上いたします。加えて、個別決算においても関係会社整理損失1,912百万円（5月7日公表分を含む）を特別損失として計上いたしますが、連結上は相殺消去されるため、連結業績への影響はありません。

以 上